

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 広島県広島市西区南觀音六丁目12番21号

氏名 株式会社環境開発公社
代表取締役 小林 友則

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

鳥取県知事 平井 伸治

許可の年月日 平成28年 4月16日

許可の有効年月日 平成35年 4月15日

1. 事業の範囲

	取扱うことができる産業廃棄物の種類	積替え保管の有無
(1) 燃え殻		—
(2) 汚泥		—
(3) 廃油		—
(4) 廃酸		—
(5) 廃アルカリ		—
(6) 廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。）		—
(7) 紙くず		—
(8) 木くず		—
(9) 繊維くず		—
(10) 動植物性残さ		—
(11) ゴムくず		—
(12) 金属くず（自動車等破碎物を除く。）		—
(13) ガラスくず等（自動車等破碎物を除く。）		—
(14) 鉛さい		—
(15) がれき類		—
(16) ぱいじん		—

以上16品目、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除き、(6)、(13)及び(15)にあっては石綿含有産業廃棄物であるものを含む。

(備考)

- ・「○」は積替え保管ができるもの、「—」は積替え保管ができないものを示す。
- ・「ガラスくず等」とは、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」をいう。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ
該当なし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成28年 7月 8日 更新許可及び変更許可（品目の追加（燃え殻、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等、鉛さい、がれき類、ぱいじん））

5. 積替え許可の有無
鳥取県には政令市がないため記載事項なし。

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

有 無